日医発第1593号（保険）
令 和 8 年 11 月 18 日

都道府県医師会長　殿

日 本 医 師 会 長
松　本　吉　郎
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和８年 11 月 12 日付け令和８年厚生労働省告示第 389 号及び令和８年厚生労働省告示第 390 号をもって薬価基準等の一部が改正され、同年 11 月 13 日及び令和９年２月１日から適用することとされました。

これを受け、令和８年 11 月 12 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

１．新医薬品の薬価収載について

（１）令和８年 11 月６日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬 14 品目、注射薬 23 品目及び外用薬１品目）が、薬価基準の別表に第 12 部追補(8)として収載された。

- 関連通知等：添付資料１中の厚生労働省告示第 389 号
- 品目の概要：添付資料３

（２）（１）のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- エトカマ錠 75mg
- オジェンダ錠 100mg 及び同ドライシロップ 300mg
- モデーソカプセル 125mg

・　レケンビ皮下注 250mg ペン
・　オンスイク注ミリオペン総量 1500 単位
・　ガミファント点滴静注液 50mg
・　エラヒア点滴静注 100mg
・　キャップバックス筋注シリンジ
・　クライジェファ皮下注 300mg オートインジェクター及び同皮下注 300mg シリンジ
・　トシリズマブ BS 皮下注 162mg シリンジ「CT」及び同皮下注 162mg オートインジェクター「CT」

〔 ➢　関連通知等：添付資料２中の記４ 〕

２．関係通知等の一部改正について

診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品等については「「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について」（令和８年３月５日付け保医発 0305 第 12 号）により示されているが、今回の薬価基準改正により後発医薬品が収載されたことに伴い、以下のとおり改正された。

（１）「「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について」（令和８年３月５日付け保医発 0305 第 12 号）を以下のとおり改正する。

① 別紙１に別添２に掲げる医薬品を加え、令和８年 11 月 13 日から適用すること。
② 別紙３に別添３に掲げる医薬品を加え、令和９年３月１日から適用すること。
③ 別紙４に別添４に掲げる医薬品を加え、令和８年 11 月 13 日から適用すること。
④ 別紙３中、別添５に掲げる医薬品を削り、令和８年 11 月 13 日から適用すること。

（２）「「診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品」について」（令和８年３月５日付け保医発 0305 第 13 号）を以下のとおり改正する。

① 別紙１に別添６に掲げる医薬品を加え、令和８年 11 月 13 日から適用すること。
② 別紙３に別添７に掲げる医薬品を加え、令和９年３月１日から適用すること。

※その他の改正については添付資料２をご参照ください。

（添付資料）

１．官報（令和８年 11 月 12 日 号外第 247 号抜粋）

・令和８年厚生労働省告示第 389 号、390 号

２．使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

（令和８年 11 月 12 日付け 保医発 1112 第４号　厚生労働省保険局医療課長）

３．新医薬品一覧表

（令和８年 11 月６日 中医協総会資料（総－２）抜粋）

○厚生労働省告示第三百八十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十一月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 注１～３　（略） 第１部～第11部　（略） 第12部　追　補　(8) 内　用　薬 品　名　規　格　単　位　薬　価 円 （あ） イコタイド錠200mg　200mg１錠　5,930.40 イノフィード配合経腸用液　10mL　14.30 エキスコプリ錠12.5mg　12.5mg１錠　129.60 エキスコプリ錠50mg　50mg１錠　345.20 エキスコプリ錠100mg　100mg１錠　563.50 エキスコプリ錠200mg　200mg１錠　919.80 エトカマ錠75mg　75mg１錠　55,103.60 オジェンダ錠100mg　100mg１錠　299,851.40 オジェンダドライシロップ300mg　300mg１瓶　990,880.40 オラデオ顆（か）粒分包72mg　72mg１包　81,651.00 オラデオ顆（か）粒分包96mg　96mg１包　108,868.00 オラデオ顆（か）粒分包108mg　108mg１包　122,476.50 オラデオ顆（か）粒分包132mg　132mg１包　149,693.50 （ま） モデーソカプセル125mg　125mg１カプセル　439,549.20 注　射　薬 品　名　規　格　単　位　薬　価 円 （あ） アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射液40mg／mL「ＳＣＤ」　２mg0.05mL１瓶　77,531 アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射液40mg／mL「ＣＴ」　２mg0.05mL１瓶　77,531 アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射用キット40mg／mL「ＳＣＤ」　２mg0.05mL１筒　67,959 アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射用キット40mg／mL「ＣＴ」　２mg0.05mL１筒　67,959	**別表** 注１～３　（略） 第１部～第11部　（略） （新設）

ウステキヌマブＢＳ点滴静注130mg「Ｆ」	130mg26mL１瓶	97,928
ウステキヌマブＢＳ点滴静注130mg「ニプロ」	130mg26mL１瓶	97,928
ウステキヌマブＢＳ点滴静注130mg「ＹＤ」	130mg26mL１瓶	97,928
エラヒア点滴静注100mg	100mg20mL１瓶	502,832
オンスイク注ミリオペン総量1500単位	1,500単位１キット	7,071
（か）		
ガミファント点滴静注液50mg	50mg10mL１瓶	2,249,071
キイジェクト配合皮下注395mg	2.4mL１瓶	368,613
キイジェクト配合皮下注790mg	4.8mL１瓶	728,172
キャップバックス筋注シリンジ	0.5mL１筒	10,507
クライジェファ皮下注300mgオートインジェクター	300mg２mL１キット	909,041
クライジェファ皮下注300mgシリンジ	300mg２mL１筒	907,922
（さ）		
シービーパック持続的血液浄化液	2,000mL１キット	1,687
スキリージ皮下注55mgシリンジ0.37mL	55mg0.37mL１筒	191,593
（た）		
トシリズマブＢＳ皮下注162mgオートインジェクター「ＣＴ」	162mg0.9mL１キット	17,125
トシリズマブＢＳ皮下注162mgシリンジ「ＣＴ」	162mg0.9mL１筒	17,125
（は）		
ビエプチ点滴静注100mg	100mg１mL１瓶	116,508
ペグフィルグラスチムＢＳ皮下注3.6mg「ＧＲＰ」	3.6mg0.36mL１筒	54,623
（ら）		
リブロファズ配合皮下注22mL	22mL１瓶	1,096,551
レケンビ皮下注250mgペン	250mg1.25mL１キット	27,141

外　用　薬

品名	規格単位	薬価 円
（は）		
ブイタマークリーム0.5%	0.5％１ｇ	289.10

第二条　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 注１～３　（略）	**別表** 注１～３　（略）

第１部　（略）			
品	第２部　注射名	薬規格単位	薬価円
（あ）～（く）　（略）			
（け）			
（略）			
ケサンラ点滴静注液350mg		350mg20mL１瓶	64,315
（略）			
（こ）～（わ）　（略）			

（特掲診療料の施設基準等の一部改正）

第三条　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬	**別表第九**　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬
（略）	（略）
ベピロビルセンナトリウム製剤	ベピロビルセンナトリウム製剤
ゲフルリマブ製剤	（新設）
レカネマブ製剤	（新設）

第１部　（略）			
品	第２部　注射名	薬規格単位	薬価円
（あ）～（く）　（略）			
（け）			
（略）			
ケサンラ点滴静注液350mg		350mg20mL１瓶	66,948
（略）			
（こ）～（わ）　（略）			

附　則

この告示は、令和八年十一月十三日から適用する。ただし、第二条の規定は、令和九年二月一日から適用する。

○厚生労働省告示第三百九十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二十条第二号ト、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ト及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十一月十三日から適用する。

令和八年十一月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ

製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンＩ２製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、Ｈ２遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン

製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンＩ２製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、Ｈ２遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン

製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シバグルコシダーゼ　アルファ製剤、パロベグテリパラチド製剤、アバダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ製剤、アナキンラ製剤、イサツキシマブ製剤、セトメラノチド酢酸塩製剤、ベピロビルセンナトリウム製剤、ゲフルリマブ製剤及びレカネマブ製剤

‖　（略）

別表第１

第１部～第４部　（略）

第５部　追　補　⑵

内　用　薬

	品名	規格単位
	（あ）	
	アセトアミノフェンＤＳ小児用20%「タカタ」	20%１ｇ
局	アテレック錠20	20mg１錠
	アトモキセチン錠５mg「タカタ」	５mg１錠
	アトモキセチン錠10mg「タカタ」	10mg１錠
	アトモキセチン錠25mg「タカタ」	25mg１錠
	アトモキセチン錠40mg「タカタ」	40mg１錠
	アマルエット配合錠１番「ケミファ」	１錠
	アマルエット配合錠１番「ＤＳＥＰ」	１錠
	アマルエット配合錠２番「ケミファ」	１錠
	アマルエット配合錠３番「ケミファ」	１錠
	アマルエット配合錠４番「ケミファ」	１錠
	アムバロ配合錠「ＪＧ」	１錠
局	アムロジピン錠10mg「ＣＨ」	10mg１錠
	アラセプリル12.5mg錠	12.5mg１錠
	アラセプリル25mg錠	25mg１錠
	アラセプリル50mg錠	50mg１錠
	アリピプラゾール１％細粒	１％１ｇ
	アルプラゾラム錠0.8mg「アメル」	0.8mg１錠
	アルボ錠100mg	100mg１錠
	アレジオン錠10	10mg１錠
	アンブロキソール塩酸塩徐放カプセル45mg「トーワ」	45mg１カプセル
	（い）	
	イトラコナゾールカプセル50mg「ＳＷ」	50mg１カプセル
麻	イーフェンバッカル錠50μg	50μg１錠

製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シバグルコシダーゼ　アルファ製剤、パロベグテリパラチド製剤、アバダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ製剤、アナキンラ製剤、イサツキシマブ製剤、セトメラノチド酢酸塩製剤及びベピロビルセンナトリウム製剤

‖　（略）

別表第１

第１部～第４部　（略）

（新設）

㊻	イーフェンバッカル錠100μg	100μg１錠
㊻	イーフェンバッカル錠200μg	200μg１錠
㊻	イーフェンバッカル錠400μg	400μg１錠
㊻	イーフェンバッカル錠600μg	600μg１錠
㊻	イーフェンバッカル錠800μg	800μg１錠
局	イミダプリル塩酸塩錠10mg「ＪＧ」	10mg１錠
局	イミダプリル塩酸塩錠10mg「ＰＨ」	10mg１錠
局	イルアミクス配合錠ＨＤ「サンド」	１錠
	（え）	
	ＨＭ散	１ｇ
	エックスフォージ配合ＯＤ錠	１錠
	エトドラク錠100mg「ＳＷ」	100mg１錠
	エナラプリルマレイン酸塩細粒１％「アメル」	１％１ｇ
局	エパルレスタット錠50mg「タカタ」	50mg１錠
	エピナスチン塩酸塩内用液0.2％「ＮＩＧ」	0.2％１mL
	Ｍ・Ｍ配合散	１ｇ
	（お）	
	オランザピンＯＤ錠５mg「タカタ」	５mg１錠
	オランザピン細粒１％「タカタ」	１％１ｇ
	オランザピン細粒１％「ＤＳＥＰ」	１％１ｇ
	オランザピン錠５mg「トーワ」	５mg１錠
	（か）	
	カリジノゲナーゼ錠25単位「日医工」	25単位１錠
	カルケンスカプセル100mg	100mg１カプセル
	カレトラ配合内用液	１mL
局	カンデサルタン錠12mg「ＤＳＥＰ」	12mg１錠
	（く）	
局	クエチアピン細粒50％「タカタ」	50％１ｇ
局	クロピドグレル錠50mg「ＴＣＫ」	50mg１錠
	（け）	
	ゲフィチニブ錠250mg「サンド」	250mg１錠
局	ゲフィチニブ錠250mg「ＪＧ」	250mg１錠
	ケルロング錠５mg	５mg１錠
	ケルロング錠10mg	10mg１錠
	（さ）	
	サクコルチン配合錠	１錠
	ザジテンドライシロップ0.1％	0.1％１ｇ
局	サルポグレラート塩酸塩錠100mg「ＪＧ」	100mg１錠

	（し）	
	ジエノゲストＯＤ錠１㎎「キッセイ」	１㎎１錠
局	次硝酸ビスマス「メタル」	１ｇ
	シプロキサン錠100㎎	100㎎１錠
	ジラゼプ塩酸塩錠100㎎「サワイ」	100㎎１錠
	ジルテックドライシロップ1.25％	1.25％１ｇ
	シンメトレル錠100㎎	100㎎１錠
	（す）	
	スナイリンドライシロップ１％	１％１ｇ
	スプラタストトシル酸塩カプセル50㎎「ＪＧ」	50㎎１カプセル
	スプラタストトシル酸塩カプセル100㎎「ＪＧ」	100㎎１カプセル
局	スプレンジール錠2.5㎎	2.5㎎１錠
局	スプレンジール錠５㎎	５㎎１錠
	スマトリプタン錠50㎎「ＳＰＫＫ」	50㎎１錠
	スマトリプタン内用液50㎎「タカタ」	50㎎２mL１包
	（せ）	
局	セタプリル錠25㎎	25㎎１錠
局	セチリジン塩酸塩錠５㎎「日医工」	５㎎１錠
局	セチリジン塩酸塩錠10㎎「日医工」	10㎎１錠
局	セフジトレンピボキシル小児用細粒10％「ＣＨ」	100㎎１ｇ
	セレコキシブ錠200㎎「三笠」	200㎎１錠
	（そ）	
	ゾルピデム酒石酸塩内用液５㎎「タカタ」	５㎎１mL１包
	ゾルピデム酒石酸塩内用液10㎎「タカタ」	10㎎２mL１包
	（た）	
	タガメット錠200㎎	200㎎１錠
	タズベリク錠200㎎	200㎎１錠
	タダラフィル錠2.5㎎ＺＡ「あすか」	2.5㎎１錠
	タダラフィル錠５㎎ＺＡ「あすか」	５㎎１錠
局	タルチレリン錠５㎎「ＪＧ」	５㎎１錠
	炭酸ランタン顆粒分包250㎎「ＪＧ」	250㎎１包
	炭酸ランタン顆粒分包500㎎「ＪＧ」	500㎎１包
	（て）	
	ティーエスワン配合顆粒Ｔ20	20㎎１包（テガフール相当量）
	ティーエスワン配合顆粒Ｔ25	25㎎１包（テガフール相当量）
	ディオバンＯＤ錠20㎎	20㎎１錠

	ディオバンＯＤ錠40mg	40mg１錠
	ディオバンＯＤ錠80mg	80mg１錠
	ディオバンＯＤ錠160mg	160mg１錠
	テオフィリン徐放カプセル50mg「サンド」	50mg１カプセル
	テオフィリン徐放カプセル100mg「サンド」	100mg１カプセル
	テオフィリン徐放カプセル200mg「サンド」	200mg１カプセル
	（と）	
	トアラセット配合錠「サンド」	１錠
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「タカタ」	３mg１錠
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「タカタ」	５mg１錠
	ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「タカタ」	10mg１錠
局	ドネペジル塩酸塩錠３mg「日医工」	３mg１錠
局	ドネペジル塩酸塩錠３mg「日新」	３mg１錠
局	ドネペジル塩酸塩錠５mg「日新」	５mg１錠
局	ドネペジル塩酸塩錠10mg「日新」	10mg１錠
	ドネペジル塩酸塩内服ゼリー３mg「日医工」	３mg１個
	ドネペジル塩酸塩内服ゼリー５mg「日医工」	５mg１個
	ドネペジル塩酸塩内服ゼリー10mg「日医工」	10mg１個
局	トライコア錠53.3mg	53.3mg１錠
局	トライコア錠80mg	80mg１錠
	トランドラプリル錠0.5mg「サワイ」	0.5mg１錠
	（な）	
	ナボールＳＲカプセル37.5	37.5mg１カプセル
	（は）	
	ハイチオール散32％	32％１ｇ
局	パロキセチン錠５mg「ニプロ」	５mg１錠
局	パロキセチン錠10mg「オーハラ」	10mg１錠
局	パロキセチン錠10mg「タカタ」	10mg１錠
局	パロキセチン錠10mg「ＤＳＥＰ」	10mg１錠
局	パロキセチン錠10mg「ニプロ」	10mg１錠
局	パロキセチン錠20mg「オーハラ」	20mg１錠
局	パロキセチン錠20mg「タカタ」	20mg１錠
局	パロキセチン錠20mg「ＤＳＥＰ」	20mg１錠
局	パロキセチン錠20mg「ニプロ」	20mg１錠
局	ハロペリドール細粒１％「ヨシトミ」	１％１ｇ
	（ひ）	
	ビタダン配合錠	１錠
	（ふ）	
	ファムシクロビル錠250mg「ＫＭＰ」	250mg１錠
	ファムシクロビル錠250mg「タカタ」	250mg１錠

局	フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「ＴＣＫ」	30mg１錠
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「明治」	30mg１錠
局	フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「明治」	60mg１錠
	フェノテロール臭化水素酸塩ＤＳ小児用0.5%「タカタ」	0.5%１ｇ
	ブスコパン錠10mg	10mg１錠
	ブラダロン錠200mg	200mg１錠
局	プラバスタチンNa錠10mg「チョーセイ」	10mg１錠
局	プラバスタチンNa錠10mg「ＴＣＫ」	10mg１錠
局	フルツロンカプセル200	200mg１カプセル
局	フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「タカタ」	50mg１錠
局	フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「トーワ」	50mg１錠
局	フルボキサミンマレイン酸塩錠75mg「トーワ」	75mg１錠
	プレガバリンＯＤ錠50mg「武田テバ」	50mg１錠
	プレガバリンＯＤ錠50mg「日医工」	50mg１錠
	プレタール散20%	20%１ｇ
	ブロナンセリン錠８mg「ＤＳＥＰ」	８mg１錠
	ブロナンセリン錠８mg「ニプロ」	８mg１錠
	（へ）	
局	ベザトールＳＲ錠100mg	100mg１錠
局	ベザトールＳＲ錠200mg	200mg１錠
	ペリアクチン錠４mg	４mg１錠
	（ほ）	
	ポリスチレンスルホン酸Ca顆粒89.29%分包5.6ｇ「三和」	89.29%１ｇ
	ホリナートカルシウム25mg錠	25mg１錠
	ボンゾール錠100mg	100mg１錠
	ボンゾール錠200mg	200mg１錠
	（み）	
	ミケランＬＡカプセル15mg	15mg１カプセル
	ミケラン錠５mg	５mg１錠
	ミルタザピン錠15mg「ＴＣＫ」	15mg１錠
	ミルタザピン錠30mg「ＪＧ」	30mg１錠
	ミルタザピン錠30mg「ＴＣＫ」	30mg１錠
	ミルラクト細粒50%	50%１ｇ
	（め）	
局	メチルエフェドリン散10%「フソー」	10%１ｇ
	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル錠2.5mg「トーワ」	2.5mg１錠
局	メフルシド錠25mg「日医工」	25mg１錠
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５mg「クラシエ」	５mg１錠

	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠５mg「タカタ」	５mg１錠
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠10mg「クラシエ」	10mg１錠
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠10mg「タカタ」	10mg１錠
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠15mg「クラシエ」	15mg１錠
	メマンチン塩酸塩ＯＤ錠20mg「タカタ」	20mg１錠
	メマンチン塩酸塩５mg錠	５mg１錠
	（も）	
	モービック錠５mg	５mg１錠
	モービック錠10mg	10mg１錠
局	モンテルカスト錠５mg「ＳＮ」	５mg１錠
局	モンテルカスト錠５mg「ＣＥＯ」	５mg１錠
局	モンテルカスト錠10mg「フェルゼン」	10mg１錠
局	モンテルカスト錠10mg「ＹＤ」	10mg１錠
	（ら）	
	ラキソベロン錠2.5mg	2.5mg１錠
	ラベプラゾールNa錠５mg「ＡＡ」	５mg１錠
	ラベプラゾールNa錠10mg「ＡＡ」	10mg１錠
	ラベプラゾールNa錠20mg「ＡＡ」	20mg１錠
	（り）	
局	リシノプリル錠20mg「サワイ」	20mg１錠
局	リスペリドン錠３mg「トーワ」	３mg１錠
局	リスペリドン内用液１mg／mL「タカタ」	0.1％１mL
	硫酸バリウム散97.5％「ホリイ」	97.5％10ｇ
	硫酸バリウム散98.8％「ホリイ」	98.8％10ｇ
	（れ）	
	レグパラ錠12.5mg	12.5mg１錠
	レグパラ錠25mg	25mg１錠
	レグパラ錠75mg	75mg１錠
	レバミピド顆粒20％「タカタ」	20％１ｇ
	レボセチリジン塩酸塩ドライシロップ0.5％「日本臓器」	0.5％１ｇ
局	レボフロキサシン錠250mg「イワキ」	250mg１錠（レボフロキサシンとして）
局	レリフェン錠400mg	400mg１錠
	（ろ）	
	ロカルトロールカプセル0.25	0.25μg１カプセル
	ロカルトロールカプセル0.5	0.5μg１カプセル
局	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩徐放カプセル37.5mg「サワイ」	37.5mg１カプセル
局	ロサルタンカリウム錠50mg「ケミファ」	50mg１錠
局	ロサルタンカリウム錠50mg「ＤＫ」	50mg１錠

局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「ＥＰ」	１錠
局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「ＥＰ」	１錠
局	ロートエキス散〈ハチ〉	１ｇ
	ロペミン小児用細粒0.05％	0.05％１ｇ
	ロペラミド塩酸塩錠１mg「あすか」	１mg１錠
	（わ）	
	ワゴスチグミン散（0.5％）	0.5％１ｇ

注　射　薬

品名	規格単位
（あ）	
アイリーア８mg硝子体内注射液114.3mg／mL	８mg0.07mL１瓶
アクトヒブ	10μg１瓶（溶解液付）
アリナミンＦ25注	25mg10mL１管
アリナミンＦ50注	50mg20mL１管
アリナミンＦ100注	100mg20mL１管
麻 アルチバ静注用２mg	２mg１瓶
麻 アルチバ静注用５mg	５mg１瓶
アロフィセル注	４瓶１組
（い）	
局 イリノテカン塩酸塩点滴静注液40mg「ＳＵＮ」	40mg２mL１瓶
イリノテカン塩酸塩100mg５mL注射液	100mg５mL１瓶
（え）	
エスポー注射液750	750国際単位0.5mL１管
エタネルセプトＢＳ皮下注10mgシリンジ1.0mL「ＴＹ」	10mg１mL１筒
エタネルセプトＢＳ皮下注25mgシリンジ0.5mL「ＴＹ」	25mg0.5mL１筒
エタネルセプトＢＳ皮下注50mgシリンジ1.0mL「ＴＹ」	50mg１mL１筒
エタネルセプトＢＳ皮下注50mgペン1.0mL「ＴＹ」	50mg１mL１キット
局 エダラボン点滴静注バッグ30mg「ＮＳ」	30mg100mL１キット
局 エダラボン点滴静注30mgバッグ「タカタ」	30mg100mL１キット
エルカトニン筋注10単位「ＴＢＰ」	10エルカトニン単位１mL１管
エルカトニン筋注20単位「ＴＢＰ」	20エルカトニン単位１mL１管
エルカトニン注40単位「ＴＢＰ」	40エルカトニン単位１mL１管
（お）	
局 大塚糖液５％ＴＮ	５％50mL１キット
局 大塚糖液５％ＴＮ	５％100mL１キット
局 オキサリプラチン点滴静注液50mg「ＤＳＥＰ」	50mg10mL１瓶

局	オキサリプラチン点滴静注液100mg「ＤＳＥＰ」	100mg20mL１瓶
局	オキサリプラチン点滴静注液200mg「ＤＳＥＰ」	200mg40mL１瓶
局	オキサリプラチン点滴静注液200mg「ニプロ」	200mg40mL１瓶
	（か）	
局	カルボプラチン点滴静注液50mg「サンド」	50mg５mL１瓶
局	カルボプラチン点滴静注液150mg「サンド」	150mg15mL１瓶
局	カルボプラチン点滴静注液450mg「サンド」	450mg45mL１瓶
	ガンマガード静注用５ｇ	５ｇ96mL１瓶(溶解液付)
	（く）	
	グラニセトロン塩酸塩３mg50mLキット	３mg50mL１袋
	クラフォラン注射用0.5ｇ	500mg１瓶
	クラフォラン注射用１ｇ	１ｇ１瓶
	グリセレブ配合点滴静注	200mL１袋
	グリセレブ配合点滴静注	300mL１袋
	グリセレブ配合点滴静注	500mL１袋
	（し）	
	ジノプロスト注射液2000μg「Ｆ」	２mg２mL１管
	（せ）	
	セスデン注7.5mg	0.75％１mL１管
	セレブロテックキット	１回分
	（そ）	
	ゾレア皮下注用150mg	150mg１瓶
	（て）	
	テイコプラニン点滴静注用400mg「トーワ」	400mg１瓶
	（と）	
	ドグマチール筋注50mg	50mg１管
	ドグマチール筋注100mg	100mg１管
	ドブトレックスキット点滴静注用200mg	0.1％200mL１袋
	ドブトレックスキット点滴静注用600mg	0.3％200mL１袋
	ドブトレックス注射液100mg	100mg１管
	（に）	
	ニトログリセリン注25mg／50mLシリンジ「テルモ」	25mg50mL１筒
	（は）	
局	パズクロス点滴静注液300mg	300mg100mL１キット
局	パズクロス点滴静注液500mg	500mg100mL１キット
局	パズクロス点滴静注液1000mg	1,000mg200mL１キット
	ハルトマンＤ液「フソー」	500mL１瓶

	（ひ）	
	ヒシセオール配合点滴静注	500mL１袋
	ヒドロコルチゾンリン酸エステルNa静注液100mg「ＡＦＰ」	100mg２mL１管
	ヒドロコルチゾンリン酸エステルNa静注液500mg「ＡＦＰ」	500mg10mL１瓶
	ピペラシリンナトリウム１ｇ注射用	１ｇ１瓶
	ピペラシリンナトリウム２ｇキット	２ｇ１キット（生理食塩液100mL付）
	ピペラシリンナトリウム２ｇ注射用	２ｇ１瓶
㊎	ヒューマリンＮ注100単位／mL	100単位１mLバイアル
㊎	ヒューマリン３／７注100単位／mL	100単位１mLバイアル
	（ふ）	
	ファスジル塩酸塩点滴静注液30mg「ＫＣＣ」	30.8mg２mL１管
㊎	ファモチジン注射用10mg「オーハラ」	10mg１管
㊎	ファモチジン注射用10mg「タカタ」	10mg１管
㊎	ファモチジン注射用20mg「タカタ」	20mg１管
	プロチレリン酒石酸塩注射液１mg「サワイ」	１mg１mL１管
	（へ）	
	ペメトレキセド点滴静注用500mg「ヤクルト」	500mg１瓶
	（ま）	
	マイオザイム点滴静注用50mg	50mg１瓶
	マキサカルシトール静注透析用2.5μg「ニプロ」	2.5μg１mL１管
	マキサカルシトール静注透析用５μg「ニプロ」	５μg１mL１管
	マキサカルシトール静注透析用10μg「ニプロ」	10μg１mL１管
	マスブロン注１mg	１mg１管
	（み）	
	ミダゾラム注10mg「サンド」	10mg２mL１管
	ミルリノン注22.5mgバッグ「タカタ」	22.5mg150mL１袋
	（り）	
	リドカイン塩酸塩注射液0.5%「ＶＴＲＳ」	0.5%５mL１管
	リドカイン塩酸塩注射液0.5%「ＶＴＲＳ」	0.5%10mL１管
	リドカイン塩酸塩注射液１%「ＶＴＲＳ」	１%５mL１管
	リドカイン塩酸塩注射液１%「ＶＴＲＳ」	１%10mL１管
	リドカイン塩酸塩注射液２%「ＶＴＲＳ」	２%５mL１管
	リドカイン塩酸塩注射液２%「ＶＴＲＳ」	２%10mL１管
	（れ）	
	レスカルミン注	５mL１管

外用薬

品名	規格単位
（あ）	
アコニップパップ70mg	10cm×14cm１枚
㊎ アスタット外用液１％	１％１mL
アダパレンゲル0.1％「テイコク」	0.1％１ｇ
アニスーマ坐剤	１個
（い）	
イソコナゾール硝酸塩膣錠300mg「Ｆ」	300mg１個
インサイドパップ70mg	10cm×14cm１枚
（え）	
エクラークリーム0.3％	0.3％１ｇ
エクラー軟膏0.3％	0.3％１ｇ
エクラーローション0.3％	0.3％１ｇ
エポセリン坐剤125	125mg１個
エポセリン坐剤250	250mg１個
ＭＳ温シップ「タカミツ」	10ｇ
ＭＳ冷シップ「タイホウ」	10ｇ
ＭＳ冷シップ「タカミツ」	10ｇ
エリザスカプセル外用400μg	400μg１カプセル
（お）	
オルセノン軟膏0.25％	0.25％１ｇ
（く）	
グリメサゾン軟膏	１ｇ
クロバインＡ	0.5％10mL
（け）	
ケトプロフェン坐剤75mg「ＪＧ」	75mg１個
ケンブラン吸入粉末溶解用100mg	100mg１瓶
（さ）	
ザジテン点眼液0.05％	3.45mg５mL１瓶
㊎※酸化亜鉛（山善）	10ｇ
（せ）	
セクタークリーム３％	３％１ｇ
セクターゲル３％	３％１ｇ
ゼスタッククリーム	１ｇ
（つ）	
㊎ ツロブテロールテープ１mg「タカタ」	１mg１枚
㊎ ツロブテロールテープ２mg「タカタ」	２mg１枚

	（と）	
局	トロンビン経口・外用剤５千「Ｆ」	5,000単位１瓶
局	トロンビン経口・外用剤１万「Ｆ」	10,000単位１瓶
	（な）	
	ナボールパップ70mg	７㎝×10㎝１枚
	（は）	
	パタノール点眼液0.1％	0.1％１mL
	（ふ）	
麻	フェンタニル1.38mg貼付剤	1.38mg１枚
麻	フェンタニル2.75mg貼付剤	2.75mg１枚
麻	フェンタニル5.5mg貼付剤	5.5mg１枚
麻	フェンタニル8.25mg貼付剤	8.25mg１枚
麻	フェンタニル11mg貼付剤	11mg１枚
	フルチカゾン点鼻液50μg「三和」28噴霧用	2.04mg４mL１瓶
	フルチカゾン点鼻液50μg「三和」56噴霧用	4.08mg８mL１瓶
	（へ）	
	ベトネベートＮクリーム	１ｇ
	ベトネベートＮ軟膏	１ｇ
	ベトネベートクリーム0.12％	0.12％１ｇ
	ベトネベート軟膏0.12％	0.12％１ｇ
	ベロテックエロゾル100	20mg10mL１瓶
	（ほ）	
局	ボレースプレー１％	１％１mL
	（め）	
	メプチンキッドエアー５μg吸入100回	0.0143％2.5mL１キット
	（も）	
	モメタゾン点鼻液50μg「タカタ」56噴霧用	５mg10ｇ１瓶
	モメタゾン点鼻液50μg「タカタ」112噴霧用	９mg18ｇ１瓶
	（や）	
	ヤクバンテープ60mg	15cm×14cm１枚
	（ら）	
局	ラミシール外用液１％	１％１ｇ
	（れ）	
局	レボフロキサシン点眼液0.5％「タカタ」	0.5％１mL

保医発 1112 第４号
令和８年 11 月 12 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）等及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等が令和８年厚生労働省告示第389号及び第390号をもって改正され、令和８年11月13日及び令和９年２月１日から適用することとされたところですが、改正の概要、薬価基準の一部改正に伴う留意事項及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。なお、本通知は、令和８年11月13日から適用することとします。

記

１　薬価基準の一部改正について

（１）　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬 14 品目、注射薬 23 品目及び外用薬１品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

（２）（１）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区　分	内　用　薬	注　射　薬	外　用　薬	歯科用薬剤	計
品目数	７０８７	３５０２	１８６３	２８	１２４８０

（３）　「薬価算定の基準について」（令和８年２月 13 日付け保医発 0213 第３号）第３章第 12 節１の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目（注射薬１品目）について、その評価結果に基づき、価格調整を行ったものであること。

（４）　（３）による価格調整後の薬価は、令和９年２月１日から適用されるものであり、それまでは従来の薬価が適用されること。

２　掲示事項等告示の一部改正について

（１）　製薬企業から削除依頼があった医薬品(内用薬 193 品目、注射薬 79 品目及び外用薬 50 品目)について、掲示事項等告示の別表第１に収載することにより、令和９年４月１日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

（２）　(１)により掲示事項等告示の別表第１に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区　分	内　用　薬	注　射　薬	外　用　薬	歯科用薬剤	計
品目数	４２０	２０５	１１０	０	７３５

（３）　ゲフルリマブ製剤及びレカネマブ製剤について、掲示事項等告示第 10 第１号の「療担規則第 20 条第２号ト及び療担基準第 20 条第３号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

３　特掲診療料告示の一部改正について

ゲフルリマブ製剤及びレカネマブ製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第９「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

（１）　エトカマ錠 75mg

本製剤の効能・効果は「内分泌療法中に *ESR1* 遺伝子変異が確認され疾患進行が認められないホルモン受容体陽性かつ HER2 陰性の手術不能又は再発乳癌」であることから、ホルモン受容体陽性、HER2 陰性及び *ESR1* 遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初

回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

（２） オジェンダ錠 100mg 及び同ドライシロップ 300mg

① 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、*BRAF*遺伝子変異又は融合遺伝子が確認された患者に投与すること。」とされているので、*BRAF* 遺伝子変異又は融合遺伝子を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

② 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「 臨床試験に組み入れられた患者の年齢、病理組織型、前治療歴等について、「17. 臨床成績」の項の内容を熟知し、本剤の有効性及び安全性を十分に理解した上で適応患者の選択を行うこと。特に、化学療法歴のない患者への投与については、他の治療の実施についても慎重に検討すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

③ 本製剤の使用に当たっての留意事項については、別添１のとおり、「トボラフェニブ製剤の使用に当たっての留意事項について」（令和８年９月 16 日付け医薬薬審発 0916 第６号・医薬安発 0916 第１号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長及び医薬安全対策課長連名通知）により通知されたところであるので、十分留意すること。

④ オジェンダドライシロップ 300mg は患者には小分けせずに瓶のまま渡すものであることから、薬剤料は瓶単位で算定すること。

（３） モデーソカプセル 125mg

本製剤の効能・効果に関連する注意において、「放射線治療歴のない患者における有効性及び安全性は確立していない。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

（４） レケンビ皮下注 250mg ペン

① 本製剤はレカネマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

（５） オンスイク注ミリオペン総量 1500 単位

① 本製剤の効能又は効果に関連する注意に、「本剤は１型糖尿病の患者には使用しないこと。また、インスリン分泌能が著しく低下した２型糖尿病患者に対しても、本剤の適用の可否を慎重に判断すること。」とされているので、使用に当たっ

ては十分留意すること。

② 本製剤は掲示事項等告示第 10 第２号（一）に規定する新医薬品に係る投与期間制限（14 日間を限度とする。）が適用されるものであることから、本製剤の規格に照らし、薬価基準収載から１年の間（令和９年 11 月末日まで）は医療機関において投与すること。

（６） ガミファント点滴静注液 50mg

① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「副腎皮質ステロイド薬等による適切な治療を行っても効果不十分な場合に本剤を使用すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

② 本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「本剤投与中は患者の状態を慎重に観察し、本剤の投与量は必要最小限となるよう調節すること。最大用量で治療反応が得られない場合は、本剤の投与中止を検討し、漫然と長期にわたり投与しないこと。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

（７） エラヒア点滴静注 100mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意に、「葉酸受容体α陽性の定義について、「17.臨床成績」の項の内容を熟知し、十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、葉酸受容体α陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、葉酸受容体α陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

（８） キャップバックス筋注シリンジ

本製剤は、「脾摘患者に使用した場合」、「スチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合」、「ペグセタコプラン投与患者に使用した場合」又は「イプタコパン塩酸塩水和物投与患者に使用した場合」に限り保険給付の対象とするものであること。スチムリマブ（遺伝子組換え）、ペグセタコプラン又はイプタコパン塩酸塩水和物投与患者に使用する場合は、スチムリマブ（遺伝子組換え）、ペグセタコプラン又はイプタコパン塩酸塩水和物の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてスチムリマブ（遺伝子組換え）、ペグセタコプラン又はイプタコパン塩酸塩水和物の投与が確認できる場合を除く。）。

（９） クライジェファ皮下注 300mg オートインジェクター及び同皮下注 300mg シリンジ

① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において「本剤は、抗アセチルコリン受容体抗体陽性の患者に使用すること。」とされているので、使用にあたっては十分留意すること。

② 本製剤はゲフルリマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59

号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

③　本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(10)　トシリズマブ BS 皮下注 162mg シリンジ「CT」及び同皮下注 162mg オートインジェクター「CT」

①　本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「過去の治療において、少なくとも１剤の抗リウマチ薬による適切な治療を行っても、効果不十分な場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

②　本製剤はトシリズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

③　本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

５　関係通知等の一部改正について

（１）　「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和３年４月 20 日付け保医発 0420 第３号）の記の４の（４）中「オラデオカプセル 150mg」を「オラデオカプセル 150mg、同顆粒分包 72mg、同顆粒分包 96mg、同顆粒分包 108mg 及び同顆粒分包 132mg」に改める。

（２）　「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（令和４年 11 月 15 日付け保医発 1115 第９号）の記の４の(７)を次のように改める。

（７）　メンクアッドフィ筋注

本製剤は、エクリズマブ(遺伝子組換え)、ラブリズマブ(遺伝子組換え)、スチムリマブ(遺伝子組換え)、ペグセタコプラン、ジルコプランナトリウム、ダニコパン、クロバリマブ(遺伝子組換え）、イプタコパン塩酸塩水和物又はゲフルリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、これらの製剤のうちいずれかの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること(同一の診療報酬明細書においてこれらの製剤のうちいずれかの投与が確認できる場合を除く。)。

（３）　「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和８年３月 17 日付け保医発 0317 第４号）の記の４の(９)中「リブロファズ配合皮下注」を「リブロファズ配合皮下注及び同配合皮下注 22mL」に改める。

（４）　「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和６年８月 14 日付け保医発 0814 第７号）の記の３の(５)中「ブイタマークリーム 1%」を「ブイタマークリーム 1%及び同クリーム 0.5%」に改める。

（５）　「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和８年３月５日付け保医発 0305 第６号）の一部を次のように改正する。

①　別添１第２章第２部第３節Ｃ２００(１)中「及びベピロビルセンナトリウム製剤」を「、ベピロビルセンナトリウム製剤、ゲフルリマブ製剤及びレカネマブ製剤」に改める。

②　別添３区分０１(５)イ中「及びベピロビルセンナトリウム製剤」を「、ベピロビルセンナトリウム製剤、ゲフルリマブ製剤及びレカネマブ製剤」に改める。

③　別添３別表２中「及びベピロビルセンナトリウム製剤」を「、ベピロビルセンナトリウム製剤、ゲフルリマブ製剤及びレカネマブ製剤」に改める。

④　別添３別表３中「ベピロビルセンナトリウム製剤」の次に「ゲフルリマブ製剤」及び「レカネマブ製剤」を加える。

（６）　「「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について」（令和８年３月５日付け保医発 0305 第 12 号）を以下のとおり改正する。

①　別紙１に別添２に掲げる医薬品を加え、令和８年 11 月 13 日から適用すること。

②　別紙３に別添３に掲げる医薬品を加え、令和９年３月１日から適用すること。

③　別紙４に別添４に掲げる医薬品を加え、令和８年 11 月 13 日から適用すること。

④　別紙３中、別添５に掲げる医薬品を削り、令和８年 11 月 13 日から適用すること。

（７）　「「診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品」について」（令和８年３月５日付け保医発 0305 第 13 号）を以下のとおり改正する。

①　別紙１に別添６に掲げる医薬品を加え、令和８年 11 月 13 日から適用すること。

②　別紙３に別添７に掲げる医薬品を加え、令和９年３月１日から適用すること。

（参考：新旧対照表）

◎「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」（令和３年４月 20 日付け保医発 0420 第３号）の記の４の（４）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （４）　オラデオカプセル 150mg、同顆粒分包 72mg、同顆粒分包 96mg、同顆粒分包 108mg 及び同顆粒分包 132mg （略）	４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （４）　オラデオカプセル 150mg （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（令和４年 11 月 15 日付け保医発 1115 第９号）の記の４の（７）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （７）　メンクアッドフィ筋注 本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）、ペグセタコプラン、ジルコプランナトリウム、ダニコパン、クロバリマブ（遺伝子組換え）、イプタコパン塩酸塩水和物又はゲフルリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、これらの製剤のうちいずれかの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてこれらの製剤のうちいずれかの投与が確認できる場合を除く。）。	４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （７）　メンクアッドフィ筋注 本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）、ペグセタコプラン、ジルコプランナトリウム、ダニコパン、クロバリマブ（遺伝子組換え）又はイプタコパン塩酸塩水和物投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、これらの製剤のうちいずれかの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてこれらの製剤のうちいずれかの投与が確認できる場合を除く。）。

◎「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」（令和８年３月 17 日付け保医発 0317 第４号）の記の４の（９）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （９）　リブロファズ配合皮下注及び同配合皮下注 22mL （略）	４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （９）　リブロファズ配合皮下注 （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和６年８月 14 日付け保医発 0814 第７号）の記の３の（５）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
３　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５）　ブイタマークリーム 1%及び同クリーム 0.5% （略）	３　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５）　ブイタマークリーム 1% （略）

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和８年３月５日付け保医発 0305 第６号）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１ 第２章　特掲診療料 第２部　在宅医療 第３節　薬剤料 Ｃ２００薬剤 （１）　次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンＩ	別添１ 第２章　特掲診療料 第２部　在宅医療 第３節　薬剤料 Ｃ２００薬剤 （１）　次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンＩ

２製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、Ｈ２遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼア	２製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、Ｈ２遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼア

ルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、アバルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ　アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼアルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アル	ルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、アバルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ　アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼアルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アル

ファ製剤、アナキンラ製剤、イサツキシマブ製剤、セトメラノチド酢酸塩製剤、ベピロビルセンナトリウム製剤、ゲフルリマブ製剤及びレカネマブ製剤 （２）～（６）　（略）	ファ製剤、アナキンラ製剤、イサツキシマブ製剤、セトメラノチド酢酸塩製剤及びベピロビルセンナトリウム製剤 （２）～（６）　（略）
別添３ 区分０１　薬剤調整料 （１）～（４）　（略） （５）　注射薬 ア　（略） イ　注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンＩ$_2$製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、	別添３ 区分０１　薬剤調整料 （１）～（４）　（略） （５）　注射薬 ア　（略） イ　注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンＩ$_2$製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、

エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H_2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製	エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H_2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製

剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ　アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ製剤、アナキンラ製剤、イサツキシマブ製剤、セトメラノチド酢酸塩製剤、ベピロビルセンナトリウム	剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ　アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ製剤、アナキンラ製剤、イサツキシマブ製剤、セトメラノチド酢酸塩製剤及びベピロビルセンナトリウ

製剤、ゲフルリマブ製剤及びレカネマブ製剤）に限る。 なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。 ウ～オ　（略） （６）～(13)　（略） 別表２ ○　インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗	ム製剤）に限る。 なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。 ウ～オ　（略） （６）～(13)　（略） 別表２ ○　インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗

悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンＣ製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフ	悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンＣ製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフ

ガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤、アナキンラ製剤、セトメラノチド酢酸塩製剤、ベピロビルセンナトリウム製剤、ゲフルリマブ製剤及びレカネマブ製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。） ○　万年筆型注入器用注射針 ○　「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料	ガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ アルファ製剤、アナキンラ製剤、セトメラノチド酢酸塩製剤及びベピロビルセンナトリウム製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。） ○　万年筆型注入器用注射針 ○　「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料
別表３ インスリン製剤 ヒト成長ホルモン剤 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤 乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び	別表３ インスリン製剤 ヒト成長ホルモン剤 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤 乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び

乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）	乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤	性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
性腺刺激ホルモン製剤	性腺刺激ホルモン製剤
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体	ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体
ソマトスタチンアナログ	ソマトスタチンアナログ
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤	顆粒球コロニー形成刺激因子製剤
インターフェロンアルファ製剤	インターフェロンアルファ製剤
インターフェロンベータ製剤	インターフェロンベータ製剤
ブプレノルフィン製剤	ブプレノルフィン製剤
抗悪性腫瘍剤	抗悪性腫瘍剤
グルカゴン製剤	グルカゴン製剤
グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト	グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト
ヒトソマトメジンＣ製剤	ヒトソマトメジンＣ製剤
エタネルセプト製剤	エタネルセプト製剤
ペグビソマント製剤	ペグビソマント製剤
スマトリプタン製剤	スマトリプタン製剤
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌーシステイン塩酸塩配合剤	グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌーシステイン塩酸塩配合剤
アダリムマブ製剤	アダリムマブ製剤
テリパラチド製剤	テリパラチド製剤
アドレナリン製剤	アドレナリン製剤
ヘパリンカルシウム製剤	ヘパリンカルシウム製剤
アポモルヒネ塩酸塩製剤	アポモルヒネ塩酸塩製剤
セルトリズマブペゴル製剤	セルトリズマブペゴル製剤
トシリズマブ製剤	トシリズマブ製剤

メトレレプチン製剤	メトレレプチン製剤
アバタセプト製剤	アバタセプト製剤
ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤	ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤
アスホターゼ　アルファ製剤	アスホターゼ　アルファ製剤
グラチラマー酢酸塩製剤	グラチラマー酢酸塩製剤
セクキヌマブ製剤	セクキヌマブ製剤
エボロクマブ製剤	エボロクマブ製剤
ブロダルマブ製剤	ブロダルマブ製剤
アリロクマブ製剤	アリロクマブ製剤
ベリムマブ製剤	ベリムマブ製剤
イキセキズマブ製剤	イキセキズマブ製剤
ゴリムマブ製剤	ゴリムマブ製剤
エミシズマブ製剤	エミシズマブ製剤
イカチバント製剤	イカチバント製剤
サリルマブ製剤	サリルマブ製剤
デュピルマブ製剤	デュピルマブ製剤
インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤	インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤	ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤
遺伝子組換えヒト von　Willebrand 因子製剤	遺伝子組換えヒト von　Willebrand 因子製剤
ブロスマブ製剤	ブロスマブ製剤
メポリズマブ製剤	メポリズマブ製剤
オマリズマブ製剤	オマリズマブ製剤
テデュグルチド製剤	テデュグルチド製剤
サトラリズマブ製剤	サトラリズマブ製剤
ガルカネズマブ製剤	ガルカネズマブ製剤

オファツムマブ製剤	オファツムマブ製剤
ボソリチド製剤	ボソリチド製剤
エレヌマブ製剤	エレヌマブ製剤
アバロパラチド酢酸塩製剤	アバロパラチド酢酸塩製剤
カプラシズマブ製剤	カプラシズマブ製剤
乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤	乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤
フレマネズマブ製剤	フレマネズマブ製剤
メトトレキサート製剤	メトトレキサート製剤
チルゼパチド製剤	チルゼパチド製剤
ビメキズマブ製剤	ビメキズマブ製剤
ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤	ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤
ペグバリアーゼ製剤	ペグバリアーゼ製剤
ラナデルマブ製剤	ラナデルマブ製剤
ネモリズマブ製剤	ネモリズマブ製剤
ペグセタコプラン製剤	ペグセタコプラン製剤
ジルコプランナトリウム製剤	ジルコプランナトリウム製剤
コンシズマブ製剤	コンシズマブ製剤
テゼペルマブ製剤	テゼペルマブ製剤
オゾラリズマブ製剤	オゾラリズマブ製剤
トラロキヌマブ製剤	トラロキヌマブ製剤
エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤	エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤
ベドリズマブ製剤	ベドリズマブ製剤
ミリキズマブ製剤	ミリキズマブ製剤
乾燥濃縮人プロテインＣ製剤	乾燥濃縮人プロテインＣ製剤

メコバラミン製剤 ベンラリズマブ製剤 マルスタシマブ製剤 ロザノリキシズマブ製剤 レブリキズマブ製剤 クロバリマブ製剤 パロペグテリパラチド製剤 アパダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤 アニフロルマブ製剤 ガラダシマブ製剤 グセルクマブ製剤 ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ製剤 アナキンラ製剤 セトメラノチド酢酸塩製剤 ベピロビルセンナトリウム製剤 ゲフルリマブ製剤 レカネマブ製剤	メコバラミン製剤 ベンラリズマブ製剤 マルスタシマブ製剤 ロザノリキシズマブ製剤 レブリキズマブ製剤 クロバリマブ製剤 パロペグテリパラチド製剤 アパダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤 アニフロルマブ製剤 ガラダシマブ製剤 グセルクマブ製剤 ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ製剤 アナキンラ製剤 セトメラノチド酢酸塩製剤 ベピロビルセンナトリウム製剤 （新設）

［別添１］

医薬薬審発 0916 第６号
医薬安発 0916 第１号
令和８年９月 16 日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
（　公　印　省　略　）

トボラフェニブ製剤の使用に当たっての留意事項について

トボラフェニブ製剤（販売名：オジェンダ錠 100 mg 及びオジェンダドライシロップ 300 mg。以下「本剤」という。）については、本日、「*BRAF* 遺伝子変異又は融合遺伝子を有する低悪性度神経膠腫」を効能又は効果として、承認されたところです。

本剤については、製造販売承認申請の時点では、日本人患者への投与経験がないことから、その使用に当たっては、特に下記の点について留意されるよう、貴管下の医療機関に対する周知をお願いします。

なお、本通知の写しについて、別記の関係団体宛てに連絡するので、念のため申し添えます。

記

１．本剤の適正使用について

（１）本剤については、承認に際し、以下の条件が付されている。

【承認条件】（電子化された添付文書抜粋）

１．医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。

２．本邦において、承認用法・用量における薬物動態試験を実施し、結果が得られ次第、試験成績及び解析結果を提出するとともに医療現場に適切に情報提供すること。また、当該試験の結果が得られるまでの間は、適切な安全性確保の体制が整備された一

定の要件を満たした医療施設においてのみ本剤が投与されるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。

３．日本人の *BRAF* 遺伝子変異又は融合遺伝子を有する低悪性度神経膠腫患者に対する本剤の有効性を確認することを目的とした製造販売後調査を実施した上で、当該調査の結果を速やかに提出するとともに医療現場に適切に情報提供すること。

（２）製造販売後、日本人患者を対象とした承認用法・用量における薬物動態試験の結果が得られるまでの間は、適切な安全性確保のための体制が整備され[*1]、低悪性度神経膠腫に関する十分な知識・経験を持つ医師[*2]のいる施設に対して納入すること。

※１　以下のいずれかに該当する施設

＜概ね 15 歳以下＞

・ 小児がん拠点病院
・ 小児がん中央機関
・ 小児がん連携病院 1-A
・ その他、日本小児血液・がん学会又は日本脳神経外科学会が認めた施設

＜概ね 16 歳以上＞

・ 小児がん拠点および連携病院
・ がん診療連携拠点病院（都道府県または地域）のうち以下の病院
  - ➢ がんゲノム医療中核拠点病院
  - ➢ がんゲノム医療拠点病院
  - ➢ がんゲノム医療連携病院
・国立／公立がんセンター
・医学部付属病院・研究所附属病院
・脳神経外科専門研修基幹施設
・その他、日本小児血液・がん学会又は日本脳神経外科学会が認めた施設

※２　以下のいずれにも該当する医師

・ 小児血液・がん専門医又は脳神経外科専門医であって、小児神経膠腫経験数３例以上を有するもの
・ 製造販売業者提供の適正使用講習を修了している医師

別記

公益社団法人　日本医師会

一般社団法人　日本癌治療学会

公益社団法人　日本臨床腫瘍学会

一般社団法人　日本脳神経外科学会

一般社団法人　日本小児血液・がん学会

公益社団法人　日本薬剤師会

一般社団法人　日本病院薬剤師会

IPSEN 株式会社

独立行政法人　医薬品医療機器総合機構

各地方厚生局

［別添２］

別紙1　新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品
※令和8年11月13日より適用

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	1319412A1027	アフリベルセプト（遺伝子組換え）［アフリベルセプト後続４］	２ｍｇ０．０５ｍＬ１瓶	アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射液４０ｍｇ／ｍＬ「ＣＴ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	77,531.00
注射薬	1319412G1020	アフリベルセプト（遺伝子組換え）［アフリベルセプト後続４］	２ｍｇ０．０５ｍＬ１筒	アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射用キット４０ｍｇ／ｍＬ「ＣＴ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	67,959.00
注射薬	1319411A1022	アフリベルセプト（遺伝子組換え）［アフリベルセプト後続３］	２ｍｇ０．０５ｍＬ１瓶	アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射液４０ｍｇ／ｍＬ「ＳＣＤ」	Ｆｒｅｙｒ Ｌｉｆｅ Ｓｃｉｅｎｃｅｓ	77,531.00
注射薬	1319411G1025	アフリベルセプト（遺伝子組換え）［アフリベルセプト後続３］	２ｍｇ０．０５ｍＬ１筒	アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射用キット４０ｍｇ／ｍＬ「ＳＣＤ」	Ｆｒｅｙｒ Ｌｉｆｅ Ｓｃｉｅｎｃｅｓ	67,959.00
注射薬	3399419G1021	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）［ペグフィルグラスチム後続２］	３．６ｍｇ０．３６ｍＬ１筒	ペグフィルグラスチムＢＳ皮下注３．６ｍｇ「ＧＲＰ」	グローバルレギュラトリーパートナーズ	54,623.00
注射薬	3999473A1026	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）［ウステキヌマブ後続１］	１３０ｍｇ２６ｍＬ１瓶	ウステキヌマブＢＳ点滴静注１３０ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	97,928.00
注射薬	3999474A1020	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）［ウステキヌマブ後続２］	１３０ｍｇ２６ｍＬ１瓶	ウステキヌマブＢＳ点滴静注１３０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂ホールディングス	97,928.00
注射薬	3999476A1020	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）［ウステキヌマブ後続４］	１３０ｍｇ２６ｍＬ１瓶	ウステキヌマブＢＳ点滴静注１３０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	97,928.00
注射薬	6399435G1024	トシリズマブ（遺伝子組換え）［トシリズマブ後続１］	１６２ｍｇ０．９ｍＬ１筒	トシリズマブＢＳ皮下注１６２ｍｇシリンジ「ＣＴ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	17,125.00
注射薬	6399435G2020	トシリズマブ（遺伝子組換え）［トシリズマブ後続１］	１６２ｍｇ０．９ｍＬ１キット	トシリズマブＢＳ皮下注１６２ｍｇオートインジェクター「ＣＴ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	17,125.00

［別添３］

別紙3　新指標の割合の算出に当たって対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和9年3月１日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	6399421G1022	トシリズマブ（遺伝子組換え）	１６２ｍｇ０．９ｍＬ１筒	アクテムラ皮下注１６２ｍｇシリンジ	中外製薬	32,485.00
注射薬	6399421G2029	トシリズマブ（遺伝子組換え）	１６２ｍｇ０．９ｍＬ１キット	アクテムラ皮下注１６２ｍｇオートインジェクター	中外製薬	32,608.00

［別添４］

別紙4　新指標の割合の算出に当たって対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」から除外する品目
※令和8年11月13日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1179038S1021	リスペリドン	０．１％１ｍＬ	局　　リスパダール内用液１ｍｇ／ｍＬ	ヤンセン ファーマ	25.00
注射薬	2190501A4084	濃グリセリン・果糖	２００ｍＬ１袋	グリセオール注	太陽ファル マ	302.00
注射薬	4291403A2084	カルボプラチン	１５０ｍｇ１５ｍ Ｌ１瓶	局　　パラプラチン注射液１５０ｍｇ	チェプラ ファーム	3,001.00

［別添５］

別紙3　新指標の割合の算出に当たって対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和8年11月13日より削除

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1149032F1027	エトドラク	１００ｍｇ１錠	ハイペン錠１００ｍｇ	日本新薬	6.80
内用薬	1179038S1021	リスペリドン	０．１％１ｍＬ	局　リスパダール内用液１ｍｇ／ｍＬ	ヤンセンファーマ	25.00
内用薬	2171005F2021	ジラゼプ塩酸塩水和物	１００ｍｇ１錠	コメリアンコーワ錠１００	興和	8.10
内用薬	2325004M2067	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	３７．５ｍｇ１カプセル	局　アルタットカプセル３７．５ｍｇ	あすか製薬	12.60
注射薬	2190414A1033	ファスジル塩酸塩水和物	３０．８ｍｇ２ｍＬ１管	エリル点滴静注液３０ｍｇ	旭化成セラピューティクス	1,693.00
注射薬	2190501A4084	濃グリセリン・果糖	２００ｍＬ１袋	グリセオール注	太陽ファルマ	302.00
注射薬	2452402A2040	ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム	１００ｍｇ２ｍＬ１瓶	水溶性ハイドロコートン注射液１００ｍｇ	日医工	495.00
注射薬	2452402A5090	ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム	５００ｍｇ１０ｍＬ１瓶	水溶性ハイドロコートン注射液５００ｍｇ	日医工	1,782.00
注射薬	3999401A1200	エルカトニン	４０エルカトニン単位１ｍＬ１管	エルシトニン注４０単位	旭化成セラピューティクス	344.00
注射薬	3999401A2028	エルカトニン	１０エルカトニン単位１ｍＬ１管	エルシトニン注１０単位	旭化成セラピューティクス	95.00
注射薬	3999401A3024	エルカトニン	２０エルカトニン単位１ｍＬ１管	エルシトニン注２０Ｓ	旭化成セラピューティクス	134.00
注射薬	3999401G2020	エルカトニン	２０エルカトニン単位１ｍＬ１筒	エルシトニン注２０Ｓディスポ	旭化成セラピューティクス	659.00
注射薬	4291403A2084	カルボプラチン	１５０ｍｇ１５ｍＬ１瓶	局　パラプラチン注射液１５０ｍｇ	チェプラファーム	3,001.00
注射薬	7223401A2020	プロチレリン酒石酸塩水和物	１ｍｇ１ｍＬ１管	ヒルトニン１ｍｇ注射液	Ｔ’ｓ製薬	1,247.00
外用薬	2529708J2058	イソコナゾール硝酸塩	３００ｍｇ１個	アデスタン腟錠３００ｍｇ	バイエル薬品	163.30

［別添６］

別紙1　診療報酬における加算等の算定対象となるバイオ後続品
※令和8年11月13日より適用

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	1319412A1027	アフリベルセプト（遺伝子組換え）［アフリベルセプト後続４］	２ｍｇ０．０５ｍＬ１瓶	アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射液４０ｍｇ／ｍＬ「ＣＴ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	77,531.00
注射薬	1319412G1020	アフリベルセプト（遺伝子組換え）［アフリベルセプト後続４］	２ｍｇ０．０５ｍＬ１筒	アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射用キット４０ｍｇ／ｍＬ「ＣＴ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	67,959.00
注射薬	1319411A1022	アフリベルセプト（遺伝子組換え）［アフリベルセプト後続３］	２ｍｇ０．０５ｍＬ１瓶	アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射液４０ｍｇ／ｍＬ「ＳＣＤ」	Ｆｒｅｙｒ Ｌｉｆｅ Ｓｃｉｅｎｃｅｓ	77,531.00
注射薬	1319411G1025	アフリベルセプト（遺伝子組換え）［アフリベルセプト後続３］	２ｍｇ０．０５ｍＬ１筒	アフリベルセプトＢＳ硝子体内注射用キット４０ｍｇ／ｍＬ「ＳＣＤ」	Ｆｒｅｙｒ Ｌｉｆｅ Ｓｃｉｅｎｃｅｓ	67,959.00
注射薬	3399419G1021	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）［ペグフィルグラスチム後続２］	３．６ｍｇ０．３６ｍＬ１筒	ペグフィルグラスチムＢＳ皮下注３．６ｍｇ「ＧＲＰ」	グローバルレギュラトリーパートナーズ	54,623.00
注射薬	3999473A1026	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）［ウステキヌマブ後続１］	１３０ｍｇ２６ｍＬ１瓶	ウステキヌマブＢＳ点滴静注１３０ｍｇ「Ｆ」	富士製薬工業	97,928.00
注射薬	3999474A1020	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）［ウステキヌマブ後続２］	１３０ｍｇ２６ｍＬ１瓶	ウステキヌマブＢＳ点滴静注１３０ｍｇ「ＹＤ」	陽進堂ホールディングス	97,928.00
注射薬	3999476A1020	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）［ウステキヌマブ後続４］	１３０ｍｇ２６ｍＬ１瓶	ウステキヌマブＢＳ点滴静注１３０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	97,928.00
注射薬	6399435G1024	トシリズマブ（遺伝子組換え）［トシリズマブ後続１］	１６２ｍｇ０．９ｍＬ１筒	トシリズマブＢＳ皮下注１６２ｍｇシリンジ「ＣＴ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	17,125.00
注射薬	6399435G2020	トシリズマブ（遺伝子組換え）［トシリズマブ後続１］	１６２ｍｇ０．９ｍＬ１キット	トシリズマブＢＳ皮下注１６２ｍｇオートインジェクター「ＣＴ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	17,125.00

［別添７］

別紙3　バイオ後続品の使用（調剤）割合の算出に当たって対象となる「バイオ後続品のある先行バイオ医薬品」
※令和9年3月1日より適用

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
注射薬	6399421G1022	トシリズマブ（遺伝子組換え）	１６２ｍｇ０．９ｍＬ１筒	アクテムラ皮下注１６２ｍｇシリンジ	中外製薬	32,485.00
注射薬	6399421G2029	トシリズマブ（遺伝子組換え）	１６２ｍｇ０．９ｍＬ１キット	アクテムラ皮下注１６２ｍｇオートインジェクター	中外製薬	32,608.00

中医協　総－２
８．１１．６

新医薬品一覧表（令和8年11月13日収載予定）

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
1	エキスコプリ錠12.5mg エキスコプリ錠50mg エキスコプリ錠100mg エキスコプリ錠200mg	12.5mg1錠 50mg1錠 100mg1錠 200mg1錠	小野薬品工業株式会社	セノバメート	新有効成分含有医薬品	129.60円 345.20円 563.50円 919.80円	類似薬効比較方式（Ｉ）	－	内113	抗てんかん剤（てんかん患者の部分発作（二次性全般化発作を含む））	3
2	イコタイド錠200mg	200mg1錠	ヤンセンファーマ株式会社	イコトロキンラ塩酸塩	新有効成分含有医薬品	5,930.40円	類似薬効比較方式（Ｉ）	小児加算A=5% 革新的新薬薬価維持制度	内399	他に分類されない代謝性医薬品（既存治療で効果不十分な下記疾患 尋常性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症）	5
3	エトカマ錠75mg	75mg1錠	アストラゼネカ株式会社	カミゼストラント	新有効成分含有医薬品	55,103.60円	類似薬効比較方式（Ｉ）	革新的新薬薬価維持制度	内429	その他の腫瘍用薬(内分泌療法中に*ESR1*遺伝子変異が確認され疾患進行が認められないホルモン受容体陽性かつHER2陰性の手術不能又は再発乳癌)	7
4	オジェンダ錠100mg オジェンダドライシロップ300mg	100mg1錠 300mg1瓶	IPSEN株式会社	トボラフェニブ	新有効成分含有医薬品	299,851.40円 990,880.40円	原価計算方式	有用性加算（Ⅱ）A=5% 市場性加算（Ｉ）A=10% 小児加算A=5% 加算係数　0 革新的新薬薬価維持制度	内429	その他の腫瘍用薬（*BRAF*遺伝子変異又は融合遺伝子を有する低悪性度神経膠腫）	9
5	モデーソカプセル125mg	125mg1カプセル	大原薬品工業株式会社	ドルダビプロン塩酸塩	新有効成分含有医薬品	439,549.20円	原価計算方式	市場性加算（Ｉ）A=15% 加算係数　0 革新的新薬薬価維持制度 費用対効果評価（H2）	内429	その他の腫瘍用薬（びまん性正中膠腫）	11
6	オラデオ顆粒分包72mg オラデオ顆粒分包96mg オラデオ顆粒分包108mg オラデオ顆粒分包132mg	72mg1包 96mg1包 108mg1包 132mg1包	株式会社オーファンパシフィック	ベロトラルスタット塩酸塩	新用量医薬品、剤型追加に係る医薬品（再審査期間中のもの）	81,651.00円 108,868.00円 122,476.50円 149,693.50円	類似薬効比較方式（Ｉ）	小児加算A=10% 革新的新薬薬価維持制度	内449	その他のアレルギー用薬（遺伝性血管性浮腫の急性発作の発症抑制）	13
7	ビエプチ点滴静注100mg	100mg1mL1瓶	ルンドベック・ジャパン株式会社	エプチネズマブ（遺伝子組換え）	新有効成分含有医薬品	116,508円	類似薬効比較方式（Ⅱ）	－	注119	その他の中枢神経系用薬（片頭痛発作の発症抑制）	15
8	レケンビ皮下注250mgペン	250mg1.25mL1キット	エーザイ株式会社	レカネマブ（遺伝子組換え）	新投与経路医薬品	27,141円	類似薬効比較方式（Ｉ）	革新的新薬薬価維持制度	注119	その他の中枢神経系用薬（アルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制）	17
9	オンスイク注ミリオペン総量1500単位	1,500単位1キット	日本イーライリリー株式会社	インスリン　エフシトラ　アルファ（遺伝子組換え）	新有効成分含有医薬品	7,071円	類似薬効比較方式（Ⅱ）	－	注249	その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）（インスリン療法が適応となる2型糖尿病）	19
10	シービーパック持続的血液浄化液	2,000mL1キット	ニプロ株式会社	人工透析液	新医療用配合剤	1,687円	原価計算方式	有用性加算（Ⅱ）A=5% 加算係数　1 革新的新薬薬価維持制度	注341	人工腎臓透析用剤（持続的血液浄化療法施行時の補充液及び透析液として用いる。）	21
11	ガミファント点滴静注液50mg	50mg10mL1瓶	Swedish Orphan Biovitrum Japan株式会社	エマパルマブ（遺伝子組換え）	新有効成分含有医薬品	2,249,071円	原価計算方式	市場性加算（Ｉ）A=15% 小児加算A=5% 加算係数　0 革新的新薬薬価維持制度	注399	他に分類されない代謝性医薬品（全身型若年性特発性関節炎又は成人発症スチル病に伴うマクロファージ活性化症候群）	23
12	スキリージ皮下注55mgシリンジ0.37mL	55mg0.37mL1筒	アッヴィ合同会社	リサンキズマブ（遺伝子組換え）	新用量医薬品、剤形追加に係る医薬品（再審査期間中のもの）	191,593円	規格間調整	小児加算A=10% 革新的新薬薬価維持制度	注399	他に分類されない代謝性医薬品（既存治療で効果不十分な下記疾患 尋常性乾癬、乾癬性関節炎、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症）	25
13	エラヒア点滴静注100mg	100mg20mL1瓶	武田薬品工業株式会社	ミルベツキシマブ　ソラブタンシン（遺伝子組換え）	新有効成分含有医薬品	502,832円	類似薬効比較方式（Ｉ）	有用性加算（Ｉ）A=35% 市場性加算（Ｉ）A=10% 革新的新薬薬価維持制度	注429	その他の腫瘍用薬（葉酸受容体α陽性の白金系抗悪性腫瘍剤抵抗性の再発卵巣癌）	27

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
14	キイジェクト配合皮下注395mg キイジェクト配合皮下注790mg	2.4mL1瓶 4.8mL1瓶	MSD株式会社	ペムブロリズマブ(遺伝子組換え)・ベラヒアルロニダーゼ アルファ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品、新医療用配合剤	368,613円 728,172円	類似薬効比較方式 (Ⅱ)	ー	注429	その他の腫瘍用薬(○ 悪性黒色腫 ○ 切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌 ○ 非小細胞肺癌における術前・術後補助療法 ○ 再発又は難治性の古典的ホジキンリンパ腫 ○ 根治切除不能な尿路上皮癌 ○ がん化学療法後に増悪した進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性(MSI-High)を有する固形癌(標準的な治療が困難な場合に限る) ○ 根治切除不能又は転移性の腎細胞癌 ○ 腎細胞癌における術後補助療法 ○ 再発又は遠隔転移を有する頭頸部癌 ○ 局所進行頭頸部癌における術前・術後補助療法 ○ 根治切除不能な進行・再発の食道癌 ○ 治癒切除不能な進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性(MSI-High)を有する結腸・直腸癌 ○ PD-L1陽性のホルモン受容体陰性かつHER2陰性の手術不能又は再発乳癌 ○ ホルモン受容体陰性かつHER2陰性で再発高リスクの乳癌における術前・術後薬物療法 ○ 進行・再発の子宮体癌 ○ がん化学療法後に増悪した高い腫瘍遺伝子変異量(TMB-High)を有する進行・再発の固形癌(標準的な治療が困難な場合に限る) ○ 進行又は再発の子宮頸癌 ○ 局所進行子宮頸癌 ○ 再発又は難治性の原発性縦隔大細胞型B細胞リンパ腫 ○ 治癒切除不能な進行・再発の胃癌 ○ 治癒切除不能な胆道癌 ○ 切除不能な進行・再発の悪性胸膜中皮腫 ○ 白金系抗悪性腫瘍剤抵抗性の再発卵巣癌)	29
15	キャップバックス筋注シリンジ	0.5mL1筒	MSD株式会社	21価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異ジフテリア毒素結合体)	新有効成分含有医薬品	10,507円	原価計算方式	小児加算A=5% 加算係数 0 革新的新薬薬価維持制度	注631	ワクチン類(高齢者又は2歳以上の肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる者における肺炎球菌による感染症の予防)	31
16	クライジェファ皮下注300mgオートインジェクター クライジェファ皮下注300mgシリンジ	300mg2mL1キット 300mg2mL1筒	アレクシオンファーマ合同会社	ゲフルリマブ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	909,041円 907,922円	類似薬効比較方式 (Ⅰ)	ー	注639	その他の生物学的製剤(全身型重症筋無力症(ステロイド剤又はステロイド剤以外の免疫抑制剤が十分に奏効しない場合に限る))	33

	品目数	成分数
内用薬	13	6
注射薬	12	10
外用薬	0	0
計	25	16